後期高齢者医療保険料が改定されました

問健康保険課　賦課徴収係　☎52-5809

後期高齢者医療保険料は、２年に一度見直しがされることとなっています。
平成26年度の後期高齢者医療保険料の改定は次のとおりです。

	平成24・25年度
均等割額	47,474円
所得割率	9.45%
上限額	55万円

	平成26・27年度
均等割額	50,431円
所得割率	10.17%
上限額	57万円

また、均等割額の軽減の対象範囲が拡大されます。

【２割軽減】
33万円＋(35万円×被保険者数)以下

平成26年度以降
33万円＋(**45万円**×被保険者数)以下

【５割軽減】
33万円＋(24.5万円×
世帯主を除いた被保険者数)以下

平成26年度以降
33万円＋(24.5万円×**被保険者数**)以下

■所得の低い世帯については、国民健康保険税と同様の軽減措置に加え、以下の軽減措置を行います。

① 世帯内の「後期高齢者医療制度の被保険者全員」と「世帯主」の所得金額※の合計額が33万円以下の人
⇒均等割額が8.5割軽減となります
※この場合の所得金額とは、基礎控除はせず65歳以上で公的年金控除を受けている人は最大15万円を控除したものです。

② ①の人のうち、世帯内の「後期高齢者医療制度の被保険者全員」が、年金収入80万円以下で他の所得がない場合
⇒均等割額が9割軽減となります

③ 後期高齢者医療制度に加入する直前は「会社などの健康保険の被扶養者（国民健康保険組合を除く）」であった人
⇒均等割額が9割軽減となります

④ 年金収入が153万円以上211万円以下（給与収入等がある場合でも、総所得金額が91万円以下であれば対象となります）の人
⇒所得割額が5割軽減となります

(注)均等割額は、重複して軽減を受けることはできません。

【後期高齢者医療保険制度には、減免制度があります】

災害などの理由で一定の基準に該当し、必要と認められた場合は、申請により保険料が減免されることがあります。

詳しくは、健康保険課 賦課徴収係までお問い合わせください。

7月中旬に、『国民健康保険税』、『介護保険料』、『後期高齢者医療保険料』の通知書を被保険者の人へ送付します
お支払方法については、下記のいずれかとなります

■納付書または口座振替でのお支払（普通徴収）
年額を７月から翌年２月までの８期に分け、納付書または口座振替による納付

■納付書または口座振替でのお支払（普通徴収）と年金からの天引きでのお支払（特別徴収）
●７月・８月・９月を納付書または口座振替により納付していただき、残りの額を10月・12月・翌年２月の３期に分け、年金から天引きで納付
●４月・６月・８月に年金から天引きで納付していただき、残りの額を９月から翌年２月までの６期に分け、納付書または口座振替による納付

■年金から天引きでのお支払（特別徴収）
４月・６月・８月・10月・12月・翌年２月の６期に分け、年金から天引きで納付

※介護保険料のお支払い方法については、特別徴収（年金からの天引き）が優先されるため、普通徴収（納付書払い、口座振替）に変更することはできません。
※国民健康保険税および後期高齢者医療保険料のお支払い方法について、特別徴収（年金からの天引き）を中止し、口座振替での納付に変更することができます。口座振替をご希望の人は、健康保険課で手続きしてください（７月31日までに手続きをされると10月から年金天引きが中止され口座振替となります）。
※口座振替に変更した場合、その社会保険料控除は口座振替により支払った人に適用されます。これにより、世帯全体の所得税・住民税の負担額が下がる場合があります。

介護保険「利用者負担額減額制度」のご案内

問健康保険課　介護保険係　☎５２-５８０９

介護保険制度には、申請により介護サービスを利用する人の自己負担軽減制度があります。

対象となる人は、健康保険課介護保険係で手続きをしてください。該当した人には、認定証等を発行します。
認定証等は、介護サービスを利用する場合に必ずサービス提供事業所に提示してください。

種類・内容	対象となる人
●介護保険負担限度額認定制度 介護保険施設、ショートステイを利用する人の居住費（滞在費）・食費の自己負担額を軽減	○第１段階…世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者または生活保護受給者 ○第２段階…世帯全員が住民税非課税で、年間の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人 ○第３段階…世帯全員が住民税非課税で、上記以外の人・課税世帯特例減額措置対象者 ※所得の状況などにより、負担額が異なります。
●社会福祉法人等利用者負担軽減確認制度 利用者負担軽減の対象となる社会福祉法人が行う訪問介護、通所介護、短期入所、施設入所などの介護サービスを利用した場合、自己負担額の１／４（老齢福祉年金受給者は１／２）を減額	世帯全員が住民税非課税で、年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が１人増えるごとに 50 万円を加えた額以下の人で、日常生活に供する資産以外に活用できる資産がなく、負担能力のある親族等に扶養されていないことなどの要件を満たす人